

緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債の期間延長と一層の充  
実を求める意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等による災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしており、また南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、国及び地方公共団体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題であり、市民の安全を確保していく上で、防災ライン強化の取り組みは、計画的かつ長期的に進める必要がある。

緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方債の充当率が 100%、そのうちの元利償還金の 70%が地方交付税措置とされており、地方公共団体にとって、防災・減災対策を進める上で、極めて重要かつ有利な財源となっている。しかしながら、両事業債は令和 7 年度までの時限措置とされており、制度終了が各地方公共団体の大きな懸念材料となっている。

よって、国においては、防災・減災のさらなる推進、国土強靱化のために下記の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和 8 年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 地域の実情に応じて、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年10月 8 日

袋井市議会議長 佐 野 武 次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣官房長官 様